

公益財団法人青森学術文化振興財団 特定費用準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団（以下「財団」という。）の特定費用準備資金の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「特定費用準備資金」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。）をいう。

(取扱原則)

第3条 特定費用準備資金の取扱いは、認定法施行規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(特定費用準備資金の保有)

第4条 財団は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、積立限度額及びその算定根拠を明らかにした積立計画を理事会に付議し、その承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の規定により付議された案件が次の各号に該当する場合、これを承認することができる。

(1) その資金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること。

(2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること。

(管理・取崩し等)

第6条 前条の規定により理事会の承認を受けた特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録において、その資金の名称を付した特定資産として他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である活動の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合は、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止又は積立額、積立限度額若しくは計画期間の変更についても同様とする。

(閲覧)

第7条 この規程及び積立計画は、定款第2条に定める主たる事務所に備え置き、一

般の閲覧に供するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年3月19日から施行する。